

燃油高騰水産業緊急対策(骨子)

1 省燃油操業実証事業の創設

- 燃油消費量を1割以上削減する操業の実証を行う漁業者グループに対し燃油費の増加分に着目した支援
(燃油対策基金(19年度補正)、漁船漁業構造改革プロジェクト)

2 省エネ機器等導入の支援

- 沿岸漁業改善資金(無利子資金)の要件を見直し、同じ漁業者が繰り返して省エネ施設・機器を導入する際に融資

3 省エネ操業の支援

- 省エネ操業を行うのに必要な運転資金を無利子で融資
(省エネルギー推進緊急対策特別事業)

4 休漁・減船等支援対策

- 燃油高騰を踏まえ、漁業者の負担を義務付けない等漁業種類の実情に応じた休漁・減船等を支援
(資源回復等推進支援事業等)

5 國際漁業対策

- 國際的規制に加え、燃油高騰等も踏まえた減船に対して支援
(國際漁業再編対策事業)

6 流通の多様化等を通じた手取りの確保

- 漁業者の手取りの確保に資するよう、
①水産物買取規模の拡大、②直接取引の支援措置の改善、③養殖餌料の直接取引を支援する事業の新設
(国産水産物安定供給推進事業)

※ 新設・追加措置の全体像

省燃油操業実証事業	(上記 1)	80 億円
休漁・減船等支援	(上記 4、 5)	65 億円
無利子融資 (省エネ)	(上記 2、 3)	200 億円
水産物の買取	(上記 6)	400 億円